

平成 2 6 年 4 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成26年4月教育委員会定例会議

日 時 平成26年4月18日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎201会議室

出席委員（5名）

1番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4番	委 員	佐 藤 三 昭 君
5番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員

な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課学校教育専門指導員	佐々木 勝 基 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君
まちづくり推進課長	川 名 政 彦 君
教育総務課主査兼社会教育主事	堀 田 修 一 君
教育総務課技師	岩 渕 竜 也 君

傍聴者 3名

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 17 号 美里町文化財保護委員会からの答申について
- 第 6 報告第 18 号 平成 25 年度生徒指導に関する報告（3 月分）
- 第 7 報告第 19 号 区域外就学について
- 第 8 報告第 20 号 指定校の変更について
- ・ 審議事項
- 第 9 議案第 6 号 美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 協議事項
- 第 10 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について
- 第 11 美里町学校教育環境整備方針について
- ・ その他
- 第 12 小学校運動会の出席者について
- 第 13 平成 26 年度指導主事学校（園）訪問日について
- 第 14 平成 26 年 5 月美里町教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
- ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 17 号 美里町文化財保護委員会からの答申について
- 第 6 報告第 18 号 平成 25 年度生徒指導に関する報告（3 月分）【秘密会】
- 第 7 報告第 19 号 区域外就学について【秘密会】
- 第 8 報告第 20 号 指定校の変更について【秘密会】
- ・ 審議事項
- 第 9 議案第 6 号 美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 協議事項
- 第 10 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について
- 第 11 美里町学校教育環境整備方針について

- ・ その他

第 1 2 小学校運動会の出席者について

第 1 3 平成 2 6 年度指導主事学校（園）訪問日について

第 1 4 平成 2 6 年 5 月美里町教育委員会定例会の開催日について

午後１時３０分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 皆さんこんにちは。

それでは、平成26年４月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

議事日程に入る前に、本日説明員として岩渕技師がまいっておりますので御照会申し上げたいと思います。報告の中にございますが、美里町文化財保護委員会からの答申について報告をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務課技師（岩渕竜也君） よろしく申し上げます。

日程第１ 会議録署名員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 日程第１、会議録署名委員の指名ということで、３番委員後藤委員、４番委員佐藤委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程第２ 会議録の承認

○委員長（佐々木勝男君） 日程第２、会議録の承認ということで、このことについては事務局のほうから御説明願います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは招集告示の際に、３月定例会議の会議録を皆様方に配布して、お目通しいただいているところがございます。

本日までの間に、委員から御指摘がありました。このことについては、私の聞き間違い、あとは文字を起こす際の打ち間違いでございますので、訂正させていただきたいと思いますので、これからページ数なども申し上げさせていただきたいと思います。

まず、14ページでございます。14ページの下から３行目でございますが、そのところの文字が「こうったところできるだけ皆さんが参加しやすいような」と言っていますが、「い」という字が抜けておりました。こちらのほうに「い」を追加させていただきたいと思います。

次に、15ページでございます。下から９行目のところでございます。佐藤委員様の御発言ですが、「そういったことを」ということを２回、打ってしまったようでございました。「すばらしい建物ですし、そういったことを」というのが２回続いておりますので、１つ除いていただきたいと思います。申しわけございません。

次、16ページでございます。後藤委員のほうから御指摘がありました。上から５行目でございます。「18人ぐらいですかね」と打たせていただきましたが、これは私の聞き間違いでございまして、「10人ぐらい」だそうです。「10人」に訂正して、正させていただきたいと思います。

続きまして、33ページでございます。成澤委員のほうから御指摘いただきました。教育総務課長大友課長が話したところでございます。下から10行目でございますが、「一つ一つを結果があつて」とありますが、これは「一つ一つの結果があつて」で、「を」を「の」に変えていただくということと、あと「一つ一つの流れを組んでいて」と、その「組む」というのが組み立てるような「組む」の漢字になっておりますけれども、これは「意を酌む」の「酌む」という漢字の変換間違いでございますので、そのように修正させていただきたいと思っております。

今お話しした以外の件につきましては、各委員から御指摘はございませんでしたので、修正をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） 繰り返します。今、訂正箇所がございましたがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

何かそのほかにはございますか。

○3番委員（後藤眞琴君） ちょっと僕、おわび申し上げたいのですけれども、前回の定例会で委員長の承認を得ないで勝手に発言して、委員の皆さんに大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたいと思えます。本当に申しわけございませんでした。

○委員長（佐々木勝男君） 御丁寧にありがとうございます。よろしくお願いします。

あと、訂正するところがなければ、承認ということになります。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、会議録の承認ということで承認されましたので、よろしく願いしたいと思えます。

日程第3 行事予定等の報告

○委員長（佐々木勝男君） 次に、報告事項に入ります。報告事項の中で、日程第6の生徒指導に関する報告、日程第7の区域外就学について、日程第8の指定校の変更については、内容の氏名が特定される部分がございますので、秘密会扱いということにさせていただきたいと思えますが、委員の皆様方がいかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、秘密会扱いということで了承いただきましたので、よろしくお願いします。

なお、傍聴される皆さんにもお知らせいたしますが、日程第6、日程第7、日程第8につきましては、傍聴の皆さんには一度御退席をお願いすることになりますので、御協力をお願いしたいと思えます。その折に、お話し申し上げたいと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、報告事項日程第3行事予定等の報告について、事務局から報告をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、日程第3行事予定等の報告をさせていただきます。皆様方にもう既にお配りしております美里町教育委員会行事予定表を見ていただきたいと思います。大事な点のみ報告させていただきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

（以下、資料に添った説明に付き、詳細省略）

- ・ 5月1日 町内校長会
- ・ 5月2日 宮城県町村教育長会定期総会、美里町奨学資金貸付審査委員会、園長会
美里町PTA連合会総会及び懇親会
- ・ 5月4日 不動堂剣道創設35周年記念大会
- ・ 5月9日 教育委員会主歓送迎会（転出入校長・教頭）
- ・ 5月13日 遠田郡PTA連合会総会 ・ 5月17日 中埴小学校運動会
- ・ 5月24日 小学校運動会、ジュニアリーダー初任研修会（まちづくり推進課）
- ・ 5月21日 北部教育事務所長訪問
- ・ 5月26日 南郷中学校指導主事訪問 ・ 5月29日 不動堂中学校指導主事訪問
- ・ 6月6、7日 遠田郡中学校総合体育大会、田園フェスティバル

○委員長（佐々木勝男君） ただいま御説明いただきました行事予定表につきまして、何かお伺いしたいことがございましたらお願いします。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、次に入ります。

日程第4 教育長の報告

○委員長（佐々木勝男君） 日程第4、教育長の報告ということで、教育長から御報告をお願いしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、プリントに沿って御報告させていただきたいと思います。主に4つの項目で報告させていただきます。

1番目は、4月の校長会議で、教育長の指示事項ということで、毎月あるわけですが、その1番目に教育長から指示事項ということで、教育委員会の考え方、連絡事項などを各学校の校長先生にお話しさせていただいております。

校長会資料をごらんいただきたいと思います。主だった内容について、報告指示したという

ことを御説明申し上げたいと思います。

4月3日に第1回目を行っております。職務宣誓式終了後、実施しております。第1回目ということでございまして、平成26年度美里町町政施政方針、教育委員会に関係する部分について、各校長先生方にお話ししております。

それから2点目は、美里町の教育基本方針についてを、佐々木専門指導員より説明していただきました。

3点目につきましては、学校経営方針を明確にした新体制でスタートしてほしいと、そういったお話をさせていただきました。そこに波線で囲んでおりますが、子どもたちがやる気を持って、意欲を持って学校に来て、あしたも頑張ろうという、そういった気持ちになれるような子どもたちが主体となった学校経営であるように、それぞれ各学校で先生方に指示をしていただきたいというお話をいたしました。

それから、大きな2点目ではありますが、今年度の重点的取り組み事項ということで、昨年度に引き続いている部分もありますが、1番目はやはり教育委員会としても、学力・体力の向上をお願いしたいと。これは昨年度から引き続いておりますけれども、そのためにどんなことがあるのかということを①から⑤までそこに書きまして、お話をさせていただきました。

①につきましては、もう一回自分たちの授業を、日々の授業を振り返ってみようと。やはり授業力の向上、一方的にただ教えてはいないかと。子どもたちの理解の程度とか、その状況を確認しながら、子ども中心の授業をきちっとやっているかどうか。あるいは授業の中での目当てとか、反省とか、それが次回の授業に役立つということで、授業力の向上を目指そうと。

それで、町内の小学校は、複数学級というのは非常に少ない状況であります。1学年1学級という学校が結構ございまして、ほかの学校がどういうふうに行っているのかとか、いわゆる学校間でお互い授業を見たりして、授業のあり方、そういったことを少し取り組んでみませんかといった呼びかけをしております。学校行事が錯綜しておりますので、授業時数の確保とかいろいろありまして大変厳しい中ではありますが、町内一斉に研修日を設定して、授業の検討会を26年度に1回でもいいから実施できないのかなということで、校長会に今お話をしているところであります。小中別々の日程になろうかと思いますが、授業力向上ということで、そういったことをお話ししております。

あと、これは教育委員会ですけれども、学力向上支援員の増員配置と教員補助員の有効活用と。

それから、3点目。これは新しい取り組みであります。小学校4年生以上中学校3年生まで

C R T 学力検査を実施して、それぞれ子どもたちの学習の状況を分析し今後の指導に生かしていくと、そういった検査であります。

それから④番目、やはり家庭の協力。家庭学習の充実、家庭学習習慣の定着と。これは昨年度の学習状況調査の結果を踏まえて、家庭学習時間が県と比較して非常に少ないと。半面、テレビを見る時間、ゲームをする時間が非常に多いということが明らかになっております。それで、親御さんと協力し、ノーテレビ・ゲームデーを設定して、少しでも家庭学習に子どもたちの習慣が定着するように家族ぐるみでやってみてはどうでしょうかと。ある学校ではもう、さっそくやろうと、取りかかろうという学校もございました。

それから、2点目。長期休業等を利用して、学び支援コーディネーター等配置事業。今年度で3年目になりますが、さらにこれも拡充していきたいというふうに考えております。

それから、体力向上に向けた特色ある活動ということで、学校でもいろいろ工夫しております。体育の授業のあり方、業間を利用して全校でランニングとか、長縄跳びとか、いろいろ取り組んでおりますが、なかなかその効果が見られないという現状でありますけれども、根気強くやっていきたいと思います。これは家庭にもいろいろ呼びかけをしなくてはいけないと思う。最近、県のスポーツ健康課、県の状況等も報道しておりましたが、美里町でも課題でございます。

そのほか、防災教育、減災教育の充実、平和教育、環境教育等について、これも施政方針に出ている部分でございます。その辺を各学校の実情に合わせて、あるいはそれぞれ発達段階に応じた指導力の工夫をお願いしたいということを指示してございます。

3番目については、管理・運営等についてであります。服務等々についてお話ししてあります。

それから、大きな4番目。(1)から(7)まで特に書きましたが、(1)の事務の共同実施に向けての取り組み。これは事務の効率化、あるいは新事務職員がことし青生小に配置になっております。そういった新任の事務への支援体制といいますか、そういったことなども含めて美里町には分散型という、半分に分けて事務長さんたちが集まって、横のつながりを強くして、お互いに効率よい確かな事務ができるようにという、これは県の方針なのですけれども、美里町でも平成27年度あたりから実施予定としております。今年度は準備期間ということになります。

そのようなことを校長会でお願いという形で指示してあります。これを受けて、その後校長同士で協議をしていろいろやっていると、そういった流れでございます。

1枚目のプリントにお戻り願いたいと思います。

大きな2番目。主な行事、会議等。3月31日から4月18日まで、そこに羅列させていただきました。委員の皆様に関係のある部分のみ説明したいと思います。

4月3日、転入教職員宣誓式、この南郷庁舎多目的ホールで行っております。委員の皆様全員に御出席いただきありがとうございました。

それから、8日火曜日から、実質町内の幼稚園・小中学校がスタートしました。始業式、そして午後中学校の入学式。続いては、小学校の入学式、さらに10日は入園式と、各委員さん方にそこを連続していろいろ御挨拶等いただき感謝しております。

それから、14日大崎地区の教育長連絡会、合同庁舎で行っております。内容は、1年間の主な行事、あるいは年度末・年度初めの人事についての確認などが行われました。

それから、16日、おととい水曜日、県教委教育長訪問をさせていただいております。町の教育次長が、渋谷次長にかわりましたので、私も含めて県の主だった部署に挨拶に行ってきました。教育次長初め、関係課で挨拶をさせていただきました。

それから、16日の夕方4時、南郷庁舎で剣友会のほうから、町内の中学校は今剣道の授業をやっております。それで、防具をつけるときに手拭いをつけて面をかぶるわけですが、なかなか手拭いが家庭にないということで、そういった実態がわかりまして、剣道の授業に剣友会のほうから2名指導助手という形で御協力いただいております。剣友会のほうでその手拭いの実態をよく把握されておりました。それで、剣友会のほうで厳しい予算の中、2学年に410本ほど御寄贈いただきました。5月の広報に出ると思います。

それから、今後の予定でありますけれども、ウイノナ関係、あしたあります。

それから、22日、来週の火曜日ですが、平成26年度の全国学力・学習状況調査がございます。なお、この全国学力・学習状況調査の結果の取り扱い、今マスコミをいろいろ騒がしておりますが、公表するとか云々とかです。その部分については、後ほどその時期が来ましたら教育委員会で協議していただきたいと考えております。

それから、大きな4番目ですが、平成26年度の町内の園児数、小中学校の児童・生徒数を資料として準備させていただきました。小学生が1,177名で、中学生が629名、合計で1,806名。幼稚園が436名、園児。トータルで昨年より25、26人減っているようです。中学部が減っていますが、新入生、中学校1年生が私立の中学校、それから県立の中学校がございまして、そちらのほうに行っている子どもたちもおります。そういった形で人数が減っている部分もございます。

以上、4番目までですが、あともう1つ追加させていただきたいと思っておりますけれども、後藤委員さんが初めてなものですから、先ほど行事予定で指導主事訪問というのを、5月の末に南

郷中学校、不動堂中学校指導主事訪問が予定されております。それで、二、三年前からでしょうか、指導主事訪問というのは、教育事務所に指導主事の先生方がいまして、各学校に年に1回、これは教育委員会が要請するのです。そして、朝から晩まで授業を見て、授業についての研究協議、御指導をいただく日です。朝、校長が学校経営を説明して、すぐ後授業開始ということになりますが、教育委員さん方々にも、御都合つけていただける委員さんには、その指導主事訪問にも参加いただいていると。そして、授業を見たり、校長の経営を聞いたり、そういった機会を設けておりますので、ぜひ26年度もお願いしたいなと。学校にとって大変ありがたいという、教育委員さんが指導主事訪問に出るというのはほかの町では余りないというふうに私は認識しておりますが、そういった中で学校の状況を理解していただくと。

なお、もし午前の都合が悪い場合、午後3時ぐらいから全体会というのがございまして、中身はいじめ問題について分科会方式をやったり、いろいろ協議する。これは昨年度からそういった内容に変わってきております。PTAの役員の方がその中に入ったり、前もってこういう方がこの会議をのぞかせいただきたいということを申し出れば可能でございますので、教育長のほうにその日に参加してみたいという要望等があれば事前をお願いしたいと思います。指導主事訪問への参加について、確認と御説明を申し上げさせていただきました。

以上でございます。ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長報告ということで報告をいただきました。何かお伺いしたいことがございましたらお願いします。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 次のページの学力・体力の向上のところの学力の向上に関係するかどうかと思うのですけれども、美里町の小中学校では学力別で指導しておるようなことはあるのでしょうか。例えば、小学6年生で、この子は3年生ぐらいから算数の問題がうまくいっていないと。そうすると、そういう子どもが2人いたら2人集めて、そこから指導していくとか、そういう体制みたいなものはとっておられるのでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） 個別的な指導、配慮はもちろんされてやっていると思いますが、少人数指導というものを導入している学校もございます。例えば、三十五、六人いる学級であれば、いわゆる基礎基本のグループとか、応用活用のグループとか、そういった今、習熟度別学習という表現をしておりますが、そういうふうに学級をまるつきり半分とか、そういうふうに分散してやっている学校もありますが、スタッフを県のほうに一応要望はして少人数学習をやっております。

あと、美里町で学力向上支援員をお願いして、少人数で個に応じたきめ細かな指導というこ

とをやっておりますが、マンツーマンというとなかなか難しい。それは個別指導になろうと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、その学校によってそういう指導の仕方は違いがあるということですか。

○教育長（佐々木賢治君） 特に1学級が14、5人の学校もありますし、32名の2学級とか、人数によって違います。少人数の学級についてはその中で個別指導をしながらやっている。それを2つに分ける場合、加配というのですけれども、県教委のほうから先生をいただくのです。ですから、加配をいただければさらに細かくは可能ですけれども、限られたスタッフの中でいろいろやりとりして、なるべく、委員が言われたように個に応じた指導をやっていくという感覚ではやっております。

○3番委員（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。なければ、次に進ませていただきます。

日程第5 報告第17号 美里町文化財保護委員会からの答申について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第5、報告第17号 美里町文化財保護委員会からの答申について、岩渕技師のほうから報告いただきたいと思います。

○教育総務課技師（岩渕竜也君） 文化財係の岩渕です。よろしくお願いいたします。

平成25年2月28日に教育委員会において、文化財保護委員会に対して諮問いただきました2点の指定文化財候補、「十王山の槻ノ木」並びに埋蔵文化財包蔵地「素山貝塚」について、どちらも指定すべきというような内容の答申がなされたことを報告いたします。

この間、どちらの文化財についても専門家の意見を伺いまして、答申内容については、さきの諮問の段階で御報告させていただきました内容からもう少し専門的な見地からの記述をふやしております。

槻ノ木につきましては、天然記念物ということで、東北大学の名誉教授であります大橋先生にお願いをして、現地確認の上、なおのこと非常に樹勢がいいと。それから、西に面した崖に発達した根系がすばらしいという2点が評価されまして、「文化財に指定して、十分な保存措置を講じてください」というような意見を賜っております。

素山貝塚につきましては、同じく東北大学の考古学の阿子島先生並びに菅野先生から指導をいただきまして、そもそも県内では縄文時代早期における重要な出土品が出ている遺跡として考古学界では広く知られている遺跡なのですけれども、そもそもまだ指定ではなかったのかと

というような驚きの声がありましたが、改めて現段階においても学術研究において素山貝塚の出土資料は素山式ということで活用されている旨アドバイス等をいただきまして、やはりこちらも「指定してほしい。指定して長く残してほしい」というような意見を賜りました。

最終的に、この2点ともに文化財保護委員会の中の審議におきまして、両方とも今後とも教育委員会のほうで指定してほしいというような内容の回答をいただきましたので、この場で御報告申し上げます。

それでは、今後の手続についてですけれども、本日につきましては、まず報告のみとさせていただきます。今後、教育委員会において指定をするための審議を委員の先生方皆様からいただくことにはなるのですけれども、その前に所有者の同意とか、地権者の同意とか、そういったものを書面で頂戴する必要があるがございます。今回は、まだそこまで所有者からの同意は書面では得ておりませんので、そういった手続が済み次第、改めて今後諮らせていただこうと思っております。

一応目標としては、長引かせてもちょっと問題があるかと思いますので、素山貝塚については町有地ということもございますので、こちらはなるべく早く、夏前くらいの指定を目指しております。

一方、十王山の槻ノ木については、地権者さんが仙台にお住まいの方ですけれども、その土地についても町のほうで引き取っていただけないかというような、ちょっとその文化財とは離れたポイントでの相談もなされておきまして、特に土地については、文化財指定については特に土地が町のものであろうと民間の方がお持ちのものであろうと問題はないのですけれども、どうしてもそこに生えている樹木ということで、環境を見過ごすことはできない部分もありますので、防災管財課とか建設課の公園担当等と話をしながら、今後町としてどういった対応ができるのか、ゆっくりとこちらは着実に進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 美里町文化財保護委員会からの答申についてということで、報告をいただきました。何かお伺いしたいことがございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、報告17号までは終わりということにいたしたいと思いますので、岩渕技師が退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務課技師（岩渕竜也君） ありがとうございます、失礼いたします。〔岩渕技師退室〕

第6 報告第18号 平成25年度生徒指導に関する報告（3月分）【秘密会】

第7 報告第19号 区域外就学について【秘密会】

第8 報告第20号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長（佐々木勝男君） 次の日程第6、第7、第8につきましては、先ほどお話し申し上げましたように秘密会扱いということでさせていただきたいと思いますので、傍聴者の皆さんは暫時御退席いただいて、あと終わりましたらお知らせ申し上げますので、よろしくお願いします。

【秘密会につき、会議録の調製なし】

報告事項が終了しましたので、暫時休憩とします。

午後2時23分 休憩

・傍聴者再入場

・説明員としてまちづくり推進課川名課長、堀田社会教育主事が入室

午後2時35分 再開

日程第9 議案第6号 美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木勝男君） 再開します。審議事項に入らせていただきます。

日程第9、議案第6号 美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例について、まちづくり推進課のほうから川名課長、堀田社会教育主事が説明員として出席しております。御説明をいただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長（川名政彦君） まず、表題でございますけれども、美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）となっております。この条例につきましては、平成25年6月14日付で社会教育法が改正されて公布されたわけですが、この施行日が平成26年4月1日からとなっています。ということは、本来でございますれば遅くとも3月の定例議会に提案して改正すべき条例でございました。ただ、この法案自体が一括法という多種多様な法律改正の中に1本でした。百数十本くらいの法律改正の中でしたけれども、その法律改正の中にこの社会教育法が改正されているのに気づかないでしまっていたと。それで、4月になってから県のほうから条例改正の結果の調査が来まして、その段階で、改めて一括法を見た段階で、本来直さなくてはいけない条例があったということで、職務的に言えば職務怠慢であった結果で、今回おくれればせながら条例の改正を提案しております。

ただいま経過を申し上げましたが、本文の条例改正の中身でございますが、これは新旧対照

表のほうで御説明申し上げたほうがよろしいかと思います。改正前につきましては、第1条の中で社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとするということで、その中で社会教育委員の構成、これが社会教育法第15条の中に明文化されていたわけです。その条文を読みますと、第15条のほうでは、「都道府県及び市町村に社会教育委員会を置くことができる」と。2として、「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」という条文がございましたが、この条文の「学校教育及び社会教育の関係者」から「学識経験のある者の中から」という部分が削除されまして、この削除された部分を町の条例で制定しなさいというふうになった改正でございます。

これによって、新旧対照表のほうにございますが、第2条の委員の定数、これについては変わってございません。町で決めるべき社会教育委員の構成については、改めて町の条例のほうで（1）から（4）までの部分について今回決めましたので、これで条例を改正したいという中身になります。

それで、改正前につきましては、改正前の条例にはなかったものが「公募による者」という部分が前の条例にもございませんでしたけれども、ただ公募による者については、要綱に定めまして3人を公募するわけですが、その部分も条例のほうに上げて明文化したと、明確にしたということで、今回（4）のほうに「公募による者」というふうに追加したような格好で提案させていただいております。

それからあとは、傍線を引いた部分につきましては以下ありますが、これについては字句の訂正、または字句の修正でございまして、改正前の中身とは大きく変わったものではございません。大きく変わったところは第2条の2項の部分、この文を追加したという内容でございます。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明がございました。審議事項ということでございますので、御質問、御意見をまとめて求めたいと思いますので、よろしくお願いします。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　2項の1、2、3、4とありますけれども、これは人数が書いてありませんけれども、その都度、これはどこで、教育委員会が委嘱すると。その都度、考えていく条例みたいに見えるのですけれども、その基準みたいなものはこの条例では明文化されておられませんけれども、これはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○まちづくり推進課長（川名政彦君）　この関係者の中から、組織の中から推薦なりされていた

だいた方をまずやっていくのですけれども、結果的に10人以内におさまればいいよという格好です。それで、公募は今のところ3人。公募は3人で、それで残った方たちについては各組織の推薦なり、委員の中から選定されてきているようでございます。今までの経過から申しますと。それで10人以内での構成としていると。それで、特に1について何人とか、2について何人とかという構成は、あえてつけていない形での組織構成にしてきているということでございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 今までは公募による人を3人ということになっていると。これからそれが変わる余地も十分あり得るという理解でよろしいですか。

○まちづくり推進課長（川名政彦君） ただ、今のところ3人という線は崩さないで、公募3人の構成での方向で考えています。

○3番委員（後藤眞琴君） もう一度だけ確認させていただきたい。それは、どこでその3人というふうに決めるわけですか。

○まちづくり推進課長（川名政彦君） これがつくられたことによって、要綱があるわけですが、その中に3人とうたわれています。それで、それをそのまま継承しようと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） は、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） それはどこで、まちづくり推進課でということですか。

○まちづくり推進課長（川名政彦君） 要綱については町が別に、つくっているものがございました。公募の中身というのは、公募の方法とか、例えば広報紙で募集するとかという中身、現実的なやっていく中身と、何人募集するのかという部分を決めたものでございまして、その人数とやり方についてはそのまま承継しようと考えております。

○3番委員（後藤眞琴君） 公募によるものは、その要綱で決まっていると。その要綱は、町のどこで決めるわけですか。

○まちづくり推進課長（川名政彦君） 起案はまちづくり推進課の中で組み立てまして、結果的には町長まで決済いただいて、効力を発しているというような格好になります。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これは「教育委員会が委嘱する」となっていますよね。人選はまちづくり推進課で決めて、教育委員会に上げてくるわけですか。

○まちづくり推進課長（川名政彦君） 逆ですね。教育委員会のほうで決めてくるという格好です。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、この公募による者、学識経験のある者、これ1、2、3に挙がっているもの、これは教育委員会がその都度、ことしは何人、今回は何人にしましょうとかいうことは、教育委員会が決めることとは違うのですか。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○社会教育主事（堀田修一君） そうです。あくまでも、この条例で提案するのは公募の枠ですので、3名であるとか7名にするのかというのは要綱のほうで決めますので、今回の提案の部分はあくまでも公募でもいいのですかという部分で条例提案しているわけなのです。その中身の今委員さんが言われていた3名にするのか、1名にするのかというのは、要綱で定めて決める、募集するという形になると思いますので、ここの条例で何名というわけではないです。

○3番委員（後藤眞琴君） 条例では決まっていないから、その都度教育委員会が決めていくという理解でよろしいですか。

○社会教育主事（堀田修一君） そうです。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

そのほか、御意見があればどうぞ。ほかに御意見がないのであれば、特に御異議なしということでございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木勝男君） それでは、御異議なしということでございますので、議案第6号の美里町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例については承認ということになりました。よろしくお願いします。

○まちづくり推進課長（川名政彦君） よろしく願いいたします。

なお、今後このようなことがないように、関係課連携をきっちりとりまして、漏れのないようにしていきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） よろしく願いします。

川名課長、堀田社会教育主事は退席ということになりますので、ありがとうございました。

それでは、次の協議事項ということに入らせていただきます。

協議事項 日程第10 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第10、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想についてということで、事務局のほうからお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、協議事項の日程第10、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想につきまして、御説明と御提案を申し上げます。

前回、3月の教育委員会の中で、給食センターの基本構想についての文書の返却につきまして、教育委員会で確認を経ております。その後の文書の返却につきまして、どのような取り扱いにするのか、その辺協議いただきたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、この件につきまして、前回までの経緯と説明について、若干御説明をお願いしたいところでございますが、よろしいですか。前回までに町長宛てに出した返却依頼の文書に関する事です。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では委員長、説明させていただきます。

さきの3月定例教育委員会におきまして、委員皆様方に御協議いただいているところでございます。それにつきましては、先ほどお認めいただきました会議録のほうに載っておりますので、十分御認識のことと思いますが、この給食センター基本構想につきましては、平成24年12月に町長に提出させていただいておいたものを、平成25年12月6日と平成25年12月27日の2回にわたりまして文書でもって町長に対して返却の依頼をしているところでございます。

この当時の町長は前町長でございましたが、それに対しての返却の手続はまだ行われていないところでございます。3月の定例教育委員会におきましては、そういったことを受けまして、教育委員会の委員の構成も変わったことから、改めましてこの返却につきましてどのようにするのかということを教育委員会の場で御協議いただいたところでございます。

その中で、委員皆様からは、町長に対して改めてその返却の申し出依頼をすることに対しては、異議はないといったことで御認識はいただいておりますが、その返却をする際の文書に書きます返却の理由につきましては、改めて相談したほうがいいのではないかと意見が出ておりました。でありますので、きょうこの場におきましては、町長に対して文書の返却をお願いする中身を御審議いただきたいと思います。思っております。

事務局のほうでは案をお出しするのではなく、委員の意見をいただいた後、その取りまとめに入りたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 平成25年12月6日付と平成25年12月27日付ということで、2つの返却についての依頼の文書、再依頼の文書ということで、ご覧いただきたいと思います。今配付されましたね。これは、依頼した文書ということで配付させていただきました。

これからどうするかということで、御意見を求めるわけでございますが、御意見を求める中

で、いろいろ何か文言があるといいと思いますので、一応事務局、委員長のほうから表現内容等について話を申し上げ、そして案として作成したもの、これをもって町長宛てに依頼ということにしたいというようなことをしたためたものがあるわけですが、それらも含めて話を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。後藤委員、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） きょうは第3回目の返却願いを町長にするその理由を考えましょうという感じだったと思う。それに僕はまず、お聞きしたいことがあるのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 前回までのね。

○3番委員（後藤眞琴君） 町長に3回目の返却依頼をする理由を考えるに当たって知っておいたほうがよいと思いますので、委員長さんにお聞きしたいのですが、学校教育環境審議会が3回目の審議が終了している段階で、平成24年12月25日の教育委員会定例会で基本構想を再び提出することにした理由、それは簡単に言えばどういうことだったのでしょうか。その後で、その返却依頼をしているわけですが、そのときの理由なのですか、もちろん覚えていれば、簡単でよろしいのですけれども、御説明願えればと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 事務局のほうで記録をもとにした説明ということで、求めることはできますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。平成24年12月に町長に対して基本構想を提出したときの理由ですね。私も当時事務局としてこの教育委員会に入っておりましたので、その記憶の範囲内で申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

これにつきましては、まず平成24年7月に基本構想を町長に返却する依頼をいたしまして、教育委員会のほうに返していただいてあったものでございます。ただ、その後の取り扱いについてですが、議会などの答弁の中で、「教育委員会で改めて相談させていただいた上、再提出いたします」というようなことを議会で答弁させていただいておった次第でございます。その再提出するタイミング、時期については、明確にお答えはしていなかったところでございますが、平成25年の末を迎えるに当たりまして、それではどうしたらいいのかということを教育委員会で改めて協議した結果、その基本構想については改めて町長に提出すべきではないかといった意見のもと、平成24年12月27日だったと思いますけれども、町長に提出させていただいている次第でございます。

また、その会議の際には、この基本構想を作成するに当たっては、教育委員会から当時の給

食施設再編審議会なるものに、諮問をいたしまして、その調査をしていただいたものを答申してもらいました。この答申に基づいて作成した基本構想でありますので、今までそれに携わった方々のいろいろな御苦勞なども鑑みれば、提出すべきではないかといった結論に達して、町長に再提出したと記憶しております。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○３番委員（後藤眞琴君）　僕は寒河江さんからその部分の会議録をコピーしたものをいただきまして、読ませていただいたのですけれども、こういうことで、平成24年12月25日の教育委員会の定例会の会議録を見た限りでは、給食センター基本構想の剽窃問題に対する反省のようなものは見受けられないのです。例えば、次のように述べている方もいます。「給食センター基本構想については、（中略）本当に平成21年の時点で私たちが考えたことであって、その後文言等の不適切な部分があって再提出ということもありましたけれど、（中略）基本理念の部分がかなり時間をかけて」、これ文章としてちょっと「てにをは」が違っている部分もありますけれども、そのまま写してきましたので、「基本理念の部分がかなり時間をかけて私たちが検討した部分だった」で。「本当に基本理念の部分は、いろいろ大変な批判はいただいたわけですが、理論の部分は私たちが自信を持って出した基本構想だったのです」というふうになって、「剽窃問題」は「その後文言等の不適切な部分があって再提出ということもありましたけれども」、それから「いろいろ大変な批判はいただいたわけですが」というふうに片づけられて、自分たちが町民にパブリックコメントを求めるために示した基本構想案なるものが、剽窃があったということについては、この会議録を読んだ限りでは教育委員会として真摯に受けとめているようには感じられないのです。それは、僕は３回ぐらい読みまして、できるだけ自分の偏見は避けるようにしてこの場で申し上げたいと思って３回ぐらい読んだつもりです。

そういうところでもう１つですけれども、またこの定例会では例えば次のようになっています。学校教育環境審議会と給食センターとの関係については、これは前略で、「現時点で、審議会と、いま教育委員会での考え方」、これもずっとコンテクストを読まないと、この文書だけでは「てにをは」を補ってもらわないとわからない部分もあるんですけれども、一応写してきたまま読ませていただきます。「現時点で、審議会と、今教育委員会での考え方、給食センター、それについては全く切り離していかないと、逆に環境審議会の方々の審議、こちらで諮問した内容とちょっとずれていくことも考えられますので、ですから別物というふうに捉えております」。学校教育環境審議会と給食センターは別物であるというふうに説明がなされてい

るわけです。

ところが、ほぼ1年後の平成25年11月26日の教育委員会定例会では、次の2つの理由から、町長に提出してある美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を返却していただきたいと考えておりますという提案が、教育委員長からなされております。その理由の1つは、「学校給食センターのみで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、財産取得の申し入れはできないこと」、これが1つの理由。もう1つの2つ目の理由は、「学校教育審議会は、9回の審議を重ねた。教育委員会はこの答申を受けて、美里町全体の学校教育環境を整えるための整備方針を策定していく必要があります」。この2点なのです。

それで、1の場合の財産取得の申し入れというのは、これは平成24年12月25日の教育委員会の会議録では26ページに出ているのですけれども、そのような説明がなく、基本構想を再提出する必要があることとの関連で説明されているのです。それでまた、平成25年11月26日の定例会で、町長に返却依頼をする決定をしたときの財産取得の申し入れの説明でも、学校給食センターのみで財産取得の申し入れはできないというような説明はなされていないのです。この点に関して、委員長さんはどのようにお考えになられるか。ちょっと委員長さんのお考えをお聞きしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 今、お話しいただいた当時の考え方の中に、学校教育環境審議会ということについて、基本的には学校給食センターだけのことについてのみ協議、審議していただくというような内容ではないということで、いわゆる学校教育環境の中に施設も含まれていると。ですから、その中で総合的に、学校給食センターについては、どのように学校教育環境審議会の答申とのかかわりの中で考えていったらいいのかということで、学校給食についてのみのことということで学校教育環境審議会はいくことでないというようなことで進めてきた経緯がございます。

それで、先ほどの財産取得ということで、当然学校給食センター、そういったセンターをつくるとか、あるいはそういう建物をつくる場合に、まずは財産取得の申し入れを行って、そしてそれに基づいてつくり上げていくとわけでございますけれども、そういうことで先ほどお話し申し上げたように学校給食自体のこれからの取り組みについては、学校給食、いわゆる給食センターとかそういう施設だけにそこを審議するものではないということで、簡単なことを言うとか切り離すというような表現になったのではないかとこのように考えております。

○3番委員（後藤眞琴君） 最初はそうだったのですよね。最初は関係ないのだと、別物だと。

それが、先ほど申し上げましたように、その2つ目の理由に、「9回の審議を重ねた」、それ

から「教育委員会はこの答申を受けて美里町全体の学校教育環境を整えるための整備方針を策定していく必要があるから返してください」と、こういうふうに戻してくださいという第1回の理由は、今度は関係あることになっているのです。

そうすると、提出したときの理由と、今度返してくださいというところの理由が、ちょっと矛盾するところがあるのでないかというふうに考えられる。その辺のところ、いま多分、前のことですから覚えておられないこともあるかと思うのですけれども。

あと、もう1ついいですか。質問させていただきたいのですけれども、今日いただいたこの文書返却再依頼、これ、平成25年12月27日に行われているのですけれども、最初に依頼した12月6日のときには、教育委員会としていろいろ審議されているのですけれども、この再依頼のときにはどういう形で教育委員会としては審議されたか、御記憶であれば説明していただきたいのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） これの実施記録について、あったら説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今後藤委員の質問は、平成25年12月27日に文書の返却について再依頼とした文章がありますけれども、これについての協議をどのようになさったかというような御質問でよろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これにつきましては、平成25年12月定例会が12月24日に開かれております。その中で、協議事項として環境審議会から答申を受けた後の検討とかとありまして、その他のところでお話がされております。これについては、12月6日に町長に対しまして、全て、5人全員の教育委員が町長の部屋にお邪魔させていただきまして、返却をしていただきたいといった文書とともに申し入れを行っております。その後の経過などもお話ししておりますけれども、これについては当時、町長選挙なども控えておりました。それで、いつのタイミングでその文書をまたお出ししたほうがいいのかというようなことも話し合われておりまして、1月の選挙前あたりはどうかといったことも話し合われておった次第です。

ただ、それについていろいろとお話ししている中で、年を明けないうちというようなことになったので、12月27日に出すことになりました。それで、これについては27日に出したのは、あくまでも全ての教育委員さん方がそろったわけではなく、私の記憶では委員長と教育長が町長のほうにその再依頼をしたというふうに認識はさせていただいております。

ですので、その文面、ここにある文面云々を全ての委員さん方が了解した上で提出したのかというようになりますと、それはその場で、皆さんが集まった場で見てもらったわけではない

と思います。ファクシミリとかそういった手段を講じまして、こういった内容で提出させていただきますと、27日に提出させていただいたと、私は認識しております。

○3番委員（後藤眞琴君） 12月6日に第1回目の依頼をしたときには全員で行かれたと。これは議事録に、そのときにはどういう依頼をするかということ、教育委員会の定例会で話し合われて、それを議事録で読ませていただいたのですけれども、会議録でね。それで、27日の場合には、12月6日に依頼に行ったような話し合いは、その前の25日に教育委員会で、6日に行ったときと同じような話し合いは教育委員会ではされてはいなかったのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 24日の際には、こういった文章の案でいきますというのはお示ししていなかったかと思います。それについては、最初は年明けてから、1月になってからそういった再依頼をしたらいいのでないかというような話し合いでしたので、12月24日の段階では、再依頼の文章がこうになりますということを委員さん方のほうには、口頭ではお話ししましたが、目に見えるような形でお示しはしていなかったのではないかと記憶しております。

○3番委員（後藤眞琴君） 12月6日に依頼したときには、会議録を読ませていただいた限りではその文言は、教育委員長さんと教育長さんに任せていただきますというような了解も、教育委員会で得ているわけですね。そうすると、27日に提出したきょういただいたものです。この場合には、教育委員会ではそこまでは話し合いはしていなくて、それできょういただいたものは教育長さんと事務局のほうで考えられたというふうな理解でよろしいのですか。

○教育長（佐々木賢治君） 12月6日、初めて返却の依頼を教育委員会で協議して、そしてこの文章をつくるときも、ここでいろいろ議論が出されましたが、最終的には教育委員会の中で事務局に文書を作成してくれと依頼して、作成して、これを見ていただいて、町長のところに行きました。そして、町長のほうでは、「これだけではわからない」と、「理由が定かでない」と。それで、そういう回答をいただきましたので、教育委員会では、1回だけじゃなくて再度返却をお願いしようという話し合いはしました。それで、その中身については、町長からこういう回答をいただいたので資料をもっと詳しく、今教育委員会ではこういうことをしなくてはいけない、それから環境審議会の途中だったのですがこういう話し合いもしているとか、そういったものを資料として持っていきたいと、そこまでたしか教育委員会で私は協議した記憶がございます。

それで、中身についてはやはり先ほどと同じように、そういった考え方で、1回目の理由と中身が違ったら、これはちょっと変な、大変といいますか整合性がなくなりますので、この1

回目をもとにさらに肉づけした形で町長に説明をし、再度依頼しましょうと。それで、先ほど補佐が申しあげましたように、なかなか年末だったものですから、1回目が12月6日、そして20日後以降ですか、ファクス等で確認いただいて、町長に2回目の返却依頼を再依頼という形で行った経緯でございます。

○3番委員（後藤眞琴君）　そうすると、その文言とか何かを考えるというのは24日でしたか、定例会では、6日に提出するときには会議録ではこの教育委員会から定例会で了解を得ている。それと、27日の場合にはそこまではいかないで、その文言は考えた。それであと、今ファクスとか、あと電話ぐらいで、そういうふうなことで了解を得たと、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　申しわけありません。12月定例会の会議録を今確認していたところなのですが、会議の場で当時の課長、大友課長が話ししています。「こういった再依頼をする際には、教育委員会としての施策の展開なども入れたいのだ」ということを会議の中で申し上げておりまして、そういった中で、学力向上するための施策はどうか、あとは防災教育に対してはどうか、あと町が進めている平和教育についてはどうか、また国際化の意識の高揚ということで姉妹都市ウイノナとの交流の部分、そういったものも施策の展開の中に入れたいなということは話ししております。ですから、教育委員会の場では目に見えるような形で文書は出しておりませんが、委員さん方のほうにはそういったお伝えをしながら、文書を作成していきたいということは委員さん方に話してあります。

それで、その会議録の最後のほうにありますけれども、会議の中で、一度事務局のほうで町長のほうにその文書を提出する時期はいつがいいのかということをお願いしたいということを、会議の場でお話しになっています。それで12月の会議は終わっていますが、その会議が終わった後、大友課長が町長のほうとお話しして、教育委員会では1月になってからそういった文書をお出ししたいと考えているのだということをお話ししたところ、年内に何とかできないのかといったお話も受けて、12月27日に提出するに当たったと思われます。

今、見た会議録の部分で、そのようなニュアンス、意図がとれるような文章がございます。その部分をちょっと読み上げさせていただきますと、これは委員長の発言でございます。「事務局のほうで、年内に意向確認をしてもらおう」と。「それを受けて文書にする」と。「その後、教育委員会事務局のほうと相談していき、教育委員会の事務局の代表としてそういった手続というか、町長と意見を交換してください」といったことが言われております。これが12月定例

会の一番最後の部分でございました。ですので、それを受けまして、12月27日に提出するに当たったのは、町長との話し合いの中で教育委員会が1月の中旬ぐらいを予定していたのですが、町長のほうは、いや、もっと早目に出してくれと、そういった町長のほうで返却するかしないかの意思決定もありますので、そういった文書を出していただいてそういった判断をしたいというような意図が、事務局のほうに伝えられたと思われます。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、その文言は、12月6日のときには教育委員会から了承を得ているわけなのですね。誰がつくるとか。27日に出したこの文言は、教育委員会から依頼して私たちがつくりますというところまでは、今のお話を聞きますと行っていないような感じを受けるのですけれども。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ですから先ほども言ったとおり、ファクシミリでのやりとりをしたとか、あと電話でこういった内容で出させていただくということを委員さん方にお伝えはさせてもらって、提出させていただいていると考えます。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） よくそれで、教育委員会がそういうような会議の仕方でいいのかどうかということに疑問を持ちまして、これ、新しく教育委員になられた方にはぜひ読んでおいてくださいというしおり、「教育委員のしおり」というのをいただいたのですね。それは平成14年発行で、宮城県教育委員会編というものです。それを読ませていただきまして、持ってきたのですけれどもちょっと待ってください。

この24ページに、先ほど申し上げましたが、そこにこういうふうにあります。「その他の会議の開催、運営に当たり留意すべき事項。①議案の提出者、②教育長の出席助言、③これは「持ち回り会議」ということでこういう説明があります。「教育委員会は、複数の委員が同一の場所において相互に意見を交換し合うことによって正しい意思決定を導き出すことが期待されている合議制の執行機関である。したがって、たとえ会議規則によろうとも、特定の場合について、会議を招集することなく、いわゆる持ち回りによる議決が行われても、その議決は無効である」と、こういう文言があるのですよね。そうすると、何かを教育委員会として決定する場合には、これは僕なりの解釈です。間違っていたらよろしくお願ひしたいのですけれども、集まってきちっと会議を招集してそれで決めないと、それ以外は無効ですよというふうに読めるのですよね。

そのほかのところ、委員長さんはいかが、どういうふうにお考えでしょうか。

僕は何もここで委員長さんを、質問はきついのですけれども責めるのが目的ではありません

ので。第3回目の返してくださいというその理由を考えるためには、こういうことも考慮して理由を考えたほうがいいのではないかという、このようなことからいろいろお聞きしているわけですね。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　今の後藤委員さんが言われるとおり、県から「しおり」をいただいている私も存じております。それで、そういった文言が、今言われたことが全て頭に入っているかというと、ちょっと入っていないので申しわけないこともあるのですが、12月27日に再依頼した文章の中身につきましては、12月6日に依頼したものと方針は変わっていないと私は思います。12月6日に行いました基本構想の文書を返却していただきたいという文書に基づく、その方針に基づく、何といいますか、また詳細説明を兼ねた再依頼の文章ではなかったのかなと思います。

ですので、今言われたように教育委員会で皆様方が集まった場で議決を得ないで、審議もしないで、その再提出だのその文書を出したと言われるのはそのとおりかと思うのですが、それが最初に出した文書が「右だ」と言っていたのに、後から出した文書が「左だ」となれば、それは重大な間違いであるとは思いますが、方向性は同じではないのかなと。第1回目に出した文書の部分の不足していた部分を補完するために、12月27日に再依頼という文書を出されたのではないかと私は考えます。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　これを僕は、この部分は前もって寒河江さんから返却依頼の第1回目と第2回目のコピーをいただいて何回も読ませていただいていますけれども、第1回目の場合には教育環境審議会との絡みが強いのですよね。それで、2回目の場合には、再依頼の場合には全体を述べているのですよね。先ほど教育長さんのお話もありました。これは、12月6日で打診したときには、教育委員会の皆さんが町長さんに行っておりますから、具体的なお話をいろいろ聞いておられると思うのですが、再依頼のところは全般にわたっているのですよね、教育委員会がこれからしていくこと。そういうふうに僕は読めて、ちょっと第1回目と力点の置きどころが違っているのではないかなと思うのです。そういうふうに、それは余り今問題にするのではなくて、あくまでも僕はきょう、第3回目の理由を考えれば、返却してくださいというその理由のときには、申し上げたいのは、環境審議会の答申だけではなくて、今までのセンター基本構想の経緯をきちっと教育委員会で押さえて、その部分も含めたような理由を町長さんに説明して、返してください。そのほうが町長さんも納得いくのではないかと。その

ためには、やはり僕個人は、剽窃問題というものはもうちょっと教育委員会として真摯に受けとめて、その部分も町長さんに説明するようなものにして、その次に環境審議会の答申、そのような理由にしたら、より説得力のある返却願いになるのではないかというふうに僕は考えているわけです。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○２番委員（成澤明子君）　それでは後藤委員さんは、第３回目に文書の返却を再々依頼する場合は、１つは今までの経緯ということを第１点と、それからあとは教育環境審議会からの答申を受けたものと、その２つがふさわしいのではないかということですか。

○３番委員（後藤眞琴君）　はい、そうです。

○２番委員（成澤明子君）　あと、やはり教育環境審議会では恐らく触れているかとは思いますが、すけれども、初めに提出してから時間がかなりたっていますよね。提出したとはいうものの、何も動いていなかったということで、その間の何といいますか、美里町の環境とか情勢というのかなり変わったと思いますし、それから前の最初の返却依頼文書のところにありましたけれども、震災によって私たちが主として考えるという点も大分変化があるのでないかということもあると思うのですね。

経緯ということは、剽窃ということなのだと思うのですが、平成22年10月18日に二宮町の一応了解を得られたといいますか、それを得られたということで簡単に済ませてはいけないのですけれども、そういうこととか、それから教育委員会ではその書き直すことが適切だということについて、平成22年11月９日に前委員長が教育委員会臨時会にて剽窃を認めていますね一度。そういったことを経過して、何かこれは歴史をさかのぼると合併前の話なのですよね。

最初は、小牛田の７つの学校の給食施設をどうするかから始まったみたいで、本当にずっとずっと引きずってきているという印象があるのですけれども、やっぱり何とかしてきっぱりと、何か皆さん全員、私たちが納得するような形にしたいために、今こうやって話していると思うのですけれども、本当に何だか物すごいことだったみたいでした。意見というよりは感想で申しわけありません。

○委員長（佐々木勝男君）　はい、どうぞ。

○３番委員（後藤眞琴君）　基本構想が今問題になっているわけですよね。その基本構想が、どういうふうにしてできたか、そこからでいいのではないか。その合併前のことでなくて、基本構想がどういうふうにしてできて、どういう経過があって、それで修正して出した。その基本構想のことに限って、そこから始まっていいのではないかというのが第１点。

それで、その剽窃の問題も、これも後から、この前の会議が終わってから自分なりに調べたことですが、二宮町ばかりでなくて、ほかの大崎市のものからも剽窃してあるというような問題も出てくるわけなのですよね。ですから後から、基本構想ができてからいろいろあったそこを、教育委員会の委員の方々が自分なりに調べないとわからないような形になっているところもあるのでないかと思うのです。ですから、僕はやはりこの教育委員会が、事務局が原案をつくって、教育委員会がそれを、先ほどありましたように、よくいろいろ考えてつくったものと、自信作なのだと、そういうことを述べておるときに、それじゃあ何で、よく読んだのだったら、マスコミがわかるようなところに気がつかなかったのだと。よく読んだらここにありますようにとかいうように、それが触れていないような部分があるのは確かなのですね。それで、よく読んだ教育委員会が、それに気づかなかったのは何でなんだろうというふうに考えざるを得ないのですよね。

ですから、その辺のところはやはり、今の教育委員会として基本構想について取り下げをお願いするに当たっては、その辺のところも十分に教育委員会が反省をして理由の中に述べたほうが、僕は町長さんにも説得力があるだろうと。繰り返しになりますけれども、そういうふうに強く感じているわけです。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに御意見ございますか。

○教育長（佐々木賢治君） 教育長として思ったのですが、まさに後藤委員さんが言われたことはそのとおりであります。本当にこの教育委員会としてふさわしくない基本構想を重く受けとめていますと、何回もそれは謝罪と答弁をしまいいりました。

それで、今回返却依頼3回目ですね、やりましょうというそこまで今話が行っていますが、その理由の中身です。そのことは、当然もう前々からお話ししていましたが、それで1回目の理由をもとに2回目、それをベースとして今度は3回目と。やはりその関連性が必要だと思いますので、ですからその方向でいろいろ議論をいただきたいなというふうに、事務局を預かる教育長として思っております。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○3番委員（後藤眞琴君） 教育長さんね、関連性と言いますと、その剽窃の部分は、できたら触れないという意味も含まれておるのですか。

○教育長（佐々木賢治君） もちろんこれは関連がないわけではないですね。ふさわしくない基本構想ということで。ただ、1回目の理由にも2回目の理由にもありますが、今教育委員会でやらなくてはいけないことということで、そこに何点か載せてあります。ですから、そういう

のが大きな理由になると思うのです。基本構想がふさわしくない云々であるもの、このことについては、前の話になるのですけれども、とっくにやっていたのではないのかなと。これもまさに推測ですけれども。ですから、現在3回目の依頼をするに当たっては、当然この文言にはないにしても背景としては当然であろうかと、これは認識しております。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　僕はやっぱり、今までの基本構想を返却してもらうわけですね。その基本構想というのが、こういうところもあったのだというところは、これ、ずっと今までの教育委員会が何回か続いておりますけれども、その部分にはどうも触れていなかったのではないかと。僕はこの新しい教育委員会が勇気を持って、自分たちが間違っていたことは勇気を持って認める必要があってしかるべきでないかと思うのですね。

教育に携わる者として、子どもたちが例えばいじめ、それからそのいじめた子どもに認めてもらって、それで反省してもらってそのいじめをなくしていく。そうすると、今までの教育委員会がとってきたもののその連続性を強調するあまりに、その教育委員会がとってきた態度を、言文化しないで済ますと、どうもやっぱり意識の中からずれるのではないかと思うのです。言葉にするというのは、つまり意識をすることだろうと思うのですね。そうすると、教育委員会としてはこういうふうなところがあったのだということを説明した上で、それで返却してもらって、あと現状はというところで、僕はそれほど関連がないわけではないだろうというふうに考えるわけです。

○委員長（佐々木勝男君）　ほかの人は何か御意見、委員の皆さんからございませんか。どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君）　関連性という中で、当然この返却の理由については、この基本構想が今に合わないということはまず、これまでの議論の中で最終的には出てきて、それが返却の理由の1つではございますけれども、その剽窃問題についても、それは正しくないこととして意識はあると思いますし、経過というのもそのとおり、これは物事が進まないやはり大きなうみになっていたという事実がそのような進展を見なかったということでもありますので、経過についてこの理由の中に記載してしっかりと書くということについて、そんなにおかしいことではないかなというふうに私は思います。

あとは、剽窃問題はそのとおり悪いことだとは思いますが、なぜ出典とかその参考にされたものを当時書かなかったかというのは、今聞いてその審議にかかわっても非常におかしな話だなとは思いますが。

あとは、研究とか論文を御自身で発表されるような、今いろいろ問題にもなっていますが、

そういう問題の中のそういうものの中の文章と、それからコミュニティーというものが先進事例やいろいろないいものを自分たちの町に組み合わせてどう考えていくかという、その考え方です。剽窃ではなくて。そういうものは、社会がよくなっていくときに、当然国を越えても地域間でも行われていることだというふうに思いますので、この剽窃問題は悪いことですよ。なので、なぜこの美里町、旧小牛田町を含めて、それがそういうふうに、逆に言えば関連づけてこのような事例があつてこうだと、私の町にこのようなやはり給食施設が欲しいのだというふうな展開ができなかったのかなということが一つ残念なのですけれども。

なので、最終的にはこれは今ふさわしくないし、このままで何年もかかってまた問題を大きくして多分前にも進まないことは、子どもたちのためになりませんので、なんとか返却をしてもらうという方向で、それに納得してもらう文書がつかれるというのであれば、そこについて経過もちゃんと書いて、そして反省すべきことはして、再々度返却をお願いするという方向がよろしいだというふうには思います。

そこに関連する現職の職員の皆さんもいらっしゃるかもしれませんが、そこに少し配慮ですね。当然必要なことだと思います。私どもは、その方は今どのようなところにいらっしゃるかわかりませんが、その方々が職場上のいじめに遭うようなことはないかもしれませんが、いずれ私どもはそういうようなことをすることが目的ではないということでございますので、子どもたちのために何がということを考えたときに、その配慮もしながら、しっかりと委員会として経過を述べ、その中で詫びるところは詫びるというようなことが返却理由にあつてもいいかなというふうには思っています。私は以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 成澤委員のほうでは何か、よろしいですか。

○2番委員（成澤明子君） やっぱり1つは、もう当初つくられたときとはかなり世の中が変わっているということは1つ大きいと思いますし、それから剽窃の問題がすごく大きくて、それがこれから給食施設に限らず教育行政、教育、子どもたちのことをやっていくにつけて、何かと足かせになっているような印象を持っています。ですから、やっぱり今までの経過を反省するということは大事だと思いますので、これは誤りであったということも必要かなとは思っています。でも、いろいろな先進事例であるとか、いろんなところを当たって、そうしたいところを共有させてもらって、さらによい構想をつくり上げていかなければいけないというのはこれからだと思うのですけれども、そのためにはやっぱり、一つは現況に合わない。それから、今までの経過を反省する。けれども、あとはこれにつくるについて、いろいろ皆さんが調べたことは尊重するというところもあると思います。そういったことを付して、返却依頼をしたらいい

いかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長さんのほうでは何かございますか。

○教育長（佐々木賢治君） 結構です。

○2番委員（成澤明子君） 考えてみれば、給食とは「たまわる食」という、時代がまた違って、給食が始まったころのイメージと今のイメージは全く違うとは思うのですが、もっと積極的に子どもたちの体をつくっていかうと、あとは楽しみにして食べるというようなことになっていますけれども、最初の段階は本当にミルクとか、粉末ミルク、脱脂粉乳、そういうところから始まったと思いますけれども、よい方向にいくように願っています。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、これまでの再依頼についての返却文書について、いろいろ内容等、補足する事項なども出てまいりましたわけですが、これから依頼する文書について、どのような内容を盛り込んでいったらいいのか、焦点を絞ってこれだけは盛り込んでいただきたいというのをそれぞれの委員の皆さんから御意見をいただいて、文章化については若干の時間を要するかと思いますけれども、まずはその前に、文書の中にどのような内容のものを盛り込んでいくべきなのか、その辺を協議しなければならないと思います。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません。今の委員さんそれぞれのお話を聞いて、方向は決まったと思うのです。ですから、今までの分について、これはふさわしくない基本構想だと、だから返してくださいと。そういったことを入れるか入れないかですよね、委員さん方。ですから、その方向は、私はもう皆さんの意見はそうなのかなと認識していました。あとは委員長さんの考えですね。

○委員長（佐々木勝男君） 今お話しいただいた内容で、それぞれの委員の皆さんは返却の理由については、それぞれの委員から述べられたわけですが、文言等については受けとめ方に若干違いがあると思いますが、共有されたと思います。

それで、補足資料とかそういうこともこれからも出てくると思いますので、1つの考え方として、依頼文書としてこれから持っていこうとする案づくりも考えていかなければならないので、案として一応委員会の事務局側のほうには1回目と2回目の書類をもとにして、一応案をつくっていただいたものをちょっと皆さんにお示ししたいと思うのですが、このことはよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） 今、後藤委員さんから話が始まりまして、それぞれの立場で考え方を述べたわけなのですが、一委員として委員長の意見も聞いておきたいかなとは思っているのですが、そこで今取りまとめ、文章化どうしようかということよりも、それを踏まえてなのか、それと

も一委員として委員長がどうお考えになっているのかは伺っておきたいなとは思いますが、いかがですか。そこは述べられませんか。

○委員長（佐々木勝男君） 私自身は、1回目に平成25年12月6日付ですね、1回目。考え方として理由づけをしておりますので、それに基づいて返却を求めるということで示しておりますので、この基本は変えておりません。経過、平成25年と現在平成26年ということで、前段の「復旧云々につきまして」というのは大分表現上も変わってきているかなと思うのですが、大筋については平成25年12月6日付の文書返却の依頼ということで、その理由についてはこの表現で考えております。第3回目につきましてはそれらを、きょう出されました意見を付加するところが恐らく出てくると思います。出てきておりますので、そういったところの文言を出す必要があるのかなというふうにも考えます。はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 委員長さんは、第1回目の平成25年12月6日の理由があって、それに今度は第2回目の場合はそれにプラス次の理由ですよという一般的なことが書いてあるのだから、3回目はさらにそれにつけ足すというお考えと受け取りましたが、よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 各委員の皆さんからですか。

○2番委員（成澤明子君） いや、委員長さんのお考え。もし、あとそういう方法もあろうかと思えますし、全くもう、1回目2回目はありましたけれども、3回目は新しく全てを網羅して書くという方法もあろうかと思うのですが。

○委員長（佐々木勝男君） 1回目のことは、基本のいわゆるベースとして私は考えておりますので、それにプラスアルファすることについては今委員の皆さんから御意見をいただいたことをやっぱり補足して、補足するというよりも、例えば基本構想についての先ほどのこれまでに至った経過とか、あるいは関連したことについての、あるいは委員会としての反省点だとか、そういったところも含める必要は出てくるのだろうと、そういうふうを考えております。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、ちょっと休憩をお願いしていいですか。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

午後4時 3分 休憩

午後4時10分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 会議を再開します。案として、私の名前で書いた文案を朗読したいと思うのですが、よろしいでしょうか。それとも、コピーしたものを皆さんにお示しし、そしてそれを私が朗読をし、そしてこれまで話し合ったことのここにはこういう文章を入れたほう

がいいとか、補足したほうがいいとか、ここは要らないとか、そういうのが恐らく出てくると
思いますので、加除修正が。そういうことで進めてよろしいでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、コピーしてよろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君） 若干休憩とります。

午後 4 時 1 2 分 休憩

午後 4 時 1 3 分 再開

○委員長（佐々木勝男君） では、朗読することになります。

「（案）美教総第〇〇号、これは文書提出の日で平成 26 年何月何日。美里町長相澤清一殿。美里町教育委員会委員長佐々木勝男。

文書の返却について（依頼文）。さきに提出いたしました下記の文書を返却くださいますようお願い申し上げます。

記、提出文書（返却依頼文書）文書番号平成24年12月27日付、美教総第981号。文書件名、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について。

理由。美里町教育委員会は、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を作成し、町長に提出していましたが、理由を付して 2 度にわたり返却を依頼してありました。この依頼に対し、まだ答えていただいておりますので、再度返却を依頼するものです。

返却依頼の理由は、少子化現象など社会環境の変化により、将来を見据えた教育環境の整備は喫緊の課題であり、学校の適正規模や配置は総合的に判断する必要がある、給食施設を含む教育環境の整備は、美里町全体を見据えて総合的に検討するとして、学校教育環境審議会に諮問し、慎重な調査・審議が行われた上で、平成26年 3 月に答申をいただいております。今後、教育委員会では学校教育環境審議会からの答申も踏まえ、整備方針を策定する必要があります。

さきに提出しております美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を返却いただいた場合、教育委員会で保管いたしますが、整備方針を策定する上で必要が生じた場合にはその一部を参酌してまいる所存であります。」

こういった文面でございます。

第 1 回目のものをベースにしながら、文言として取り上げたものでございますので、先ほどいただいた御意見も盛り込めるとすれば、文章化としてこういうような文章として加除修正が必要だろうということで、御意見をいただいた上で、あとはそれを事務局として清書して、提出というようなことで持っていきたいと考えておりますので、御意見をいただきたいと思います。

す。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これではきょうの議論は全然入っておりません。今までのものと全く変わらない委員長さんのお考えですね。ですから、きょうの議論を踏まえたものをぜひ入れなくてはならないだろうと思います。

その文言については、今適当なものはありませんけれども、とにかく剽窃問題に対する教育委員会の扱い方は認識が足りなかったと、そういうものを前置きでも何でも入れなければ。

それから、最後のところ、「さきに提出しております、略、その一部を参酌してまいる所存であります」。この部分は、このパラグラフは不必要だろうと思います。

○委員長（佐々木勝男君） そのほかいろいろ御意見をいただきたいと思います。どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） これは、きょうの議論の前におつくりになっていたから、今渡されているのですよね。ですから、きょうの議論を踏まえて入れていくということになるのですね。

○委員長（佐々木勝男君） だから、さっき出たのを全部網羅したわけではございません。事前に、こちらで第1回目のものをベースにして表現したものです。ですから、きょう話されたことが、私が言ったように加除修正する意見があればこういう内容のものをここに入れてくださいと、これは要りませんとか、そういうことの文言があって1つの文章にしてお話してくださいということは言うておりませんので、ですからこういうような内容のところをこの辺に入れてもらうといいとか、そういう御意見をいただければ、あと事務局サイドでその文章表現をもう一度見直してみて、その理由づけのところを書いた、記述した文書を、もう一回委員の皆さん方にお示しし、今度はいいだろうとか、ここのところもうちょっと足りないよとか、そういうところをちょっと協議する場面が出てくると思うのです。そういうところを見てきますので、今回全部はしっかりした文章でなくても、その要素となる文言をお示しいただければ、その辺のところを参考にして、場合によっては資料としてそれを載せるとかいう場合も出てきますよね。だからそんなところを勘案しながら、この返却理由については述べていきたいと思いますが、そう私は考えています。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 先ほども申し上げましたように、前書き、理由の最初に、剽窃問題に対して現教育委員会がその取り扱い、今までの教育委員会の取り扱いが間違っていて、反省すべきことがあるというようなことを入れておくべきだろうと思います。

それで、最後の文、この部分は、要らない部分かと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにお願いします。どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 返してもらう理由として、さっき佐藤委員さんが話されたことが端

的にそれをあらわしているのではないかなと思いました。そういったこともあると思います。

それから、後藤委員さんが、その一部をこれから参考にしていくこともあるだろうという、その一文が要らないというお話だったのですが、何かこの基本構想をつくるにつけての諮問した機関がありますよね。その諮問された機関の皆さんがいろいろ話し合ったということも、これも盛り込まれていると思うのですが、恐らくは文章の何でしょうか、「何々のとおりである」というところが、例えば「とおりであります」とか、一般の方どなたが見ても、学校給食はこういう形で進んでいくのだなというのが、高い理念であっても易しい言葉で表現して、いいものでもつくっていくとは思いますが、参考になるようないろいろな実態調査などは資料的には古くなっているかと思うのですが、活用できるところはやはり活用する、活用せざるを得ないのではないかと思うのですが、どんなものでしょうか。

こうやっていろいろ今、開いて見ているのですけれども。だから全くすべて御破算というのもどうかと思いますけれども。

○3番委員（後藤眞琴君） 指摘されているものでは、その具体的ところで間違っている部分もかなりあるみたいだというのは聞いているのですね。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○3番委員（後藤眞琴君） 肝心な部分で剽窃してあって、それを参考にするということは、大学の場合だったら僕が論文を書いて、誰かから「これは剽窃でないか」というときには、その論文を撤回すると同時にやめざるを得ないのですよね。著作権法云々ではないのですけれども、倫理的なもの、道義的なものです。それを改めてまた利用しますと、これを公言するということは、この基本構想はちゃんと生きていますよと、全部そういうふう解釈されるのをまず切ろうと。間違いなところですよ。ですから、あえて町長さんに「これを参酌してまいる所存であります」というふうには述べなくてもいいのでないかと、「しません」というふうにも述べなくてもいいと思う。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） もしかしたら使うことがあるかもしれないけれども、あえて文章としてこのように書くことはないであろうということですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 必要ないだろうと思う。そうすると、また繰り返しになるのですけれども、教育委員会は道義的にいま反省していないというふうにとられかねませんので。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○4番委員（佐藤三昭君） 今、ほかの方たちと同じなのですが、ここはあえて載せないという

ことでいいのでないですかね。つまりは、いま後藤委員もおっしゃいましたが、逆に言えばいろいろな項目があるわけですね。その中で、全く取り下げる基本構想の中に入っているそれぞれの項目の中に、別に剽窃ではない部分について、それを参考にせずとも同じ回答になるということがあるかもしれませんね。その場合、このセンター基本構想を、逆に今度は剽窃したのではないのかと、それを生かしているのではないかという話にもなりますので、むしろこれはどっちも書かないと。これを書かないことによって、その進め方は、まさに自由に進められることになるのではないかというふうには思います。

○委員長（佐々木勝男君） 下の３行になりますね。「さきに提出しております」云々からね。

○教育長（佐々木賢治君） ３行全部ですか。それとも後半の部分。

○委員長（佐々木勝男君） 「さきに提出しております」という、下から３行の文を削除することが望ましいというようなことで、今御意見をいただいております。これを触れることによって、整備方針の文面の中に、給食にかかわることが、具体的にその表現がまた載った場合に、「今度はどこからもってきたの」というような疑念が出たりしまいかというようなことは、いま佐藤委員のほうからも出されたとおりでございますけれども。そういった意味も含めて、下から３行については削除が望ましいのではないかということでお話をいただいたところです。どうぞ。

○２番委員（成澤明子君） この文章は、きょうの話し合いの前につくられたものですので、恐らく今日の話し合いを踏まえた場合は、文章の構成も全てがらりと変わると思いますので、余りこれにこだわることはないのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 今、それぞれの委員の皆さんから出されたことを、今度は文章化ということで、事務局のほうにお願いし、そしてその文章表現というものになった文面につきましては、それぞれの委員の皆さんにまたお示しし、そして確認をし、返却の文書として作成していくというような段取りでございますけれども、よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○委員長（佐々木勝男君） はい、それでは、ちょっと時間がかかりましたけれども。

〔傍聴者からの意見あり；委員への配付資料の傍聴者への提示〕

それでは、文章表現については、今すぐということはちょっと無理がございますので、これまた時間をいただきたいと思います。

それで今度、基本構想の返却依頼を提出するに当たって、いつ誰がというようなことになろうと思います。そんなに日にちを置くということができないと思いますので、５月の頭には、

連休明けにはすぐにも町長宛てに文書を持っていくというようなことになろうと思います。それで、町長の事務、日程との調整も必要になってくるかと思うのですが、その辺が事務局サイドでは、5月に町長さんがあいていて私たちがお会いでき、若干時間を設けて協議というか懇談をいただける時間というのは、ある程度予想できますでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません。その前に文章、素案をつくって、皆さんに、「よし、これならいいだろ」と。その後、日程調整ではないでしょうか。日程とか、あと方法とか。

ですから、文章の素案、その日程です。後で次回の定例会の日程もありますけれども、そのときにあわせて協議していただいてもいいですし、順番に、次はまず素案を一回確認する作業といえますか、協議する時間が必要だと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） まさに教育長さんがおっしゃるとおりだと思います。

○4番委員（佐藤三昭君） 私も賛同します。

○委員長（佐々木勝男君） それではまず、持っていく日取りではなくて、それぞれの委員の皆さんに見ていただく文書、まずはそちらのほうから進めるということでございますので、御了解いただきたいと思います。

○2番委員（成澤明子君） 先ほど、あとそれでは定例会でその文書をみんなで協議する、見るということになると思うのですが、臨時会を開かない限りはね。そうしますと、返却依頼を再提出するということは決まっているので、事務局のほうではその日取りを決めることだけはやぶさかではないかと思います。定例会になるか臨時会になるかわかりませんが、その協議が後であるから、このあたり町長さんもお会いできる可能な日にちはこれこれだと示していただくのは、可能だと思います。

○委員長（佐々木勝男君） きょう以降でね。きょうは無理だから。

○2番委員（成澤明子君） きょうは無理だと思います。そういう動きをしていただいてもらうのは、いいかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） では持っていく日が決まっても、そこまでに臨時会を何回か開かないとその日までこぎつけない場合が出てきますので、ですからまずは文章として形つくられたものをみんなで確認する会議ということが必要になってくる。それ以前に、各委員の皆さん宛てにある程度素案としてのものを事前に見てきていただくと。そういった時間的なことが出てくると思います。

5月の定例会まで、定例会を月末とすれば1カ月後にあるのですが、それ以前に事務局側としてその文章表現の時間、見通し、いかがでしょうか。どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 事務局で少し時間をいただきたいと思います。5月の定例会では遅過ぎるという気がします。定例会は5月末になりますので。ですから、5月初めに臨時会を開催させていただければと思います。5月初めです。ちょっと時間をいただいて文章をつくって、そのほかのいろいろなことも業務が入っておりますが、日程については今、何日ということとはちょっと申し上げられませんが、5月初めぐらいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 初めというと、どのあたりですか。

○委員長（佐々木勝男君） 5月の初めだと、1日。あと、2日はちょっと会議が入ってございますので、5月1日か7日か8日かと。このあたりになろうかと思います。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕、7日から札幌のほうに行かないとならないので8、9日と。

○4番委員（佐藤三昭君） 1日は、私は大丈夫です。

○2番委員（成澤明子君） 私も大丈夫です。

○教育長（佐々木賢治君） 1日、大丈夫です。

○4番委員（佐藤三昭君） 1日までに頑張ってもらうしかないですかね、その素案を。

○委員長（佐々木勝男君） 素案としてお示しすると。そういう段取りで決めて、あと委員の皆さん方が各自検討していただいて、5月1日には成案としてつくり上げて、それでそれ以降、いつ持っていくかということで、あとは事務局のほうで町長の事務日程と調整をしていただきたいと。5月1日木曜日は、13時30分でよろしいですね。

○教育長（佐々木賢治君） 午前中は校長会があるものですから、午後お願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 5月1日木曜日、13時30分、南郷庁舎で。臨時会ということでよろしくお願い申し上げたいと思います。

臨時会はこれ1本についてですね。そしてあと、関連して、いつ誰が提出する日、あとは提出者の確認ということになります。

ここまでのことで、ただいまの日程第10についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、協議事項日程第10については以上でございますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

日程第11 美里町学校教育環境整備方針について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第11、美里町学校教育環境整備方針案について。これは協議というようなことになろうと思うのですが、どのようにこの件についてお考えなのか、提案して

協議をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では委員長、説明させていただきます。

本日のこの件についてですけれども、一度昨年12月定例会で、この答申を受けた後にどのように教育委員会が取り組まなければいけないかということで、事前に協議はいただいております。その際には、結論は出さないで、ただ平成26年度においては教育委員会においては学校環境整備方針案なるものに取り組まざるを得ないだろうといったことの各委員様での認識はいただいております。

ただその部分、先月の定例会で環境審議会からいただいた答申書を皆様方にお示しさせていただきました。余り詳細なところまで触れていない答申書でございます。これを受けまして、教育委員会では、これを尊重しながら進めるのか、いや答申の内容とは違った考え方で進めるのか、これを本当に進めていかなければいけないと思っております。

ただ、これを進めるに当たりまして、いつまでにまとめなければいけないのかというのは、やはり一番大切なことではないかと思っております。例えば、すぐ、明日までにまとめるといってもそれは当然不可能なことでございます。環境審議会でも1年6カ月かけてこの答申までに行きついた経緯もありますので、教育委員会でもやはり半年もしくは1年以上の期間は必要ではないかと思っております。

ただ、先ほどもお話しいただいたとおり、基本構想の返却を今求めている段階であり、これからまた求めるということで、今皆様方から御意見をいただいたところでございますが、それが返ってくる来ないというのはまだわかりませんが、この環境整備というものは、やはり教育委員会にとっては今喫緊の課題ではないかなと思っております。ですので、このことにつきましては、今委員長がお話しされたとおり、この4月だけでは終わりません。これから毎月のようにいろいろと話を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、きょうは委員の皆様方から、ざっくばらんにこの方針案なるものを、どれくらいまでの間に作成しなくてはいけないのかということの意見などをいただきたいと思います。

あと、この中身につきましては、来月、5月以降にいろいろと一つ一つ絞りながら、要点を絞りながら話を、協議をしていただきたいと考えておりますので、本日にしましてはそのスケジュール管理と申しますか、そういった点をお話ししていただきたいと思います。

なお、参考までに、12月定例会で行った際の資料をつけさせていただいておりますので、そういったものも見ながらお話しをいただきたいと思います。

なお、事務局といたしましては、そのスケジュール的なものについては、そういった体制な

どもありますけれども、大体おおむね1年から1年半ぐらいは必要ではないかと考えているところでございます。

以上、活発な御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君）　ちょっと補足させていただきます。

今、事務局のほうで見通しについて協議いただきたいという、ちょっとかなり厳しい内容のお話でしたが、その前に、答申書をお示ししましたが、あれをただけではやっぱりわからない部分がたくさんあるかと思います。資料も膨大な資料がございまして、当分、2回3回かかるかわかりませんが、その内容をもうちょっと詳しく事務局で御説明申し上げて、この間後藤委員さんからもちょっと質問がありましたが、メリット・デメリットとかそういう審議会で審議された内容をもうちょっと詳しく御説明申し上げて、そして方向づけを決めさせていただければ大変ありがたいのかなと。

ですから、きょう今すぐここで、どこまでにどうのこうのというのは、ちょっと議論は厳しいのかなと思います。そういった考え方でおりますので、その考え方について、何かこうあってもいいのではないかと御意見をいただければお願ひしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　そのことについて御意見、要望を含めて、ございましたらお願ひします。

○3番委員（後藤眞琴君）　ちょっと質問なのですが、これも単純なことなのですが、先程の繰り返すわけではない。第2回目の返却依頼のところで説明したのがある、何ページ目かな。2ページ目にこういう文言があるのですよね。

「美里町教育委員会では、前述する標準の学級数1学級の児童・生徒数は、国や宮城県が負担する教職員配置にかかわることや、現在の児童・生徒数を考える上では適正なものと判断しておりますが」、次です、「各学年においてクラス替えができる複数学級の設置が望ましいと考えております」。もうここで、町長に宛てたところで、教育委員会の考えが示されているのですよね。

それから、もう1つです。その同じページの最後から2行目。「小学校は、今後の児童数やその他の状況から考えると、再編を視野に入れなければならないと考えます」と。これ、教育委員会の考えが、ここでこの答申が出る前に町長には示されているのですよね。これと、この答申が出た後をどう見るかというときには、この教育委員会としては、ここに町長に説明したものに拘束されるのかというような、もうここで「教育委員会は考えております」と町長に述べているのですよね。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　今の件でございますが、環境審議会は後藤委員にも説明したとおり延べ13回行っております。昨年、24年度は5回、25年度は8回行っております。それで、ここに今後藤委員さんが言いました町長にそのように述べている部分については、学校の適正規模、適正配置は去年の大体5回の中で審議されておまして、ほぼ委員さんの意見としましては、やはりクラス替えができる学校規模というのを基本にした考え方が望ましいのではないかとといった基本的な考え方が示されておりました。そういったことも踏まえまして、平成25年度は8回を数えながら答申書の案を揉んでいったわけですが、12月に出されたときには、ある程度その適正規模、適正配置についてはほぼまとまった考え方でいたのは間違いございません。

ただ、その後の施設整備の基本的な考え方とか、学校における将来的な課題とかそういった部分がまとまってはいませんでした。が、諮問された5つの事項のうち、初めの2つの部分についてはほぼまとまっていたので、町長に対してもこういった意見がいま出されておりますということでも申し上げました。

なお、教育委員会が環境審議会に諮問する際には、そういったこまいところまではお話ししておりませんけれども、会議の場で、「それでは教育委員会ではどういった学校規模がよしと思うのですか」というような質問なども委員さんからありました。その際には、「教育委員会の会議の際には、やはりクラス替えなどができるような学校規模であれば、子どもたちの心理的な面からのケアもしやすいのではないかと」というようなことで、基本的な考え方はそのように教育委員会でも思っております」ということは何度も伝えてありますので、前にこのように言ったことで縛られているというわけではないと思います。それはもう、教育委員会が諮問する前から、そういったことが望ましいのではないかとすることは意見として出ていたということでも御認識いただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男）　はい。

○3番委員（後藤眞琴君）　今のお話はわかるのです、説明した内容。ただ、環境審議会ではこうだというのはもう事務の中からわかっていた。だけれども、ここで述べてあるのは、「美里町教育委員会では望ましいと考えております」ですね。そうすると、これは教育委員会の考えだと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　ですから、教育委員会の考え方と環境審議会の考え方がほぼ同じだったということだと思います。

○3番委員（後藤眞琴君）　そうすると、この部分は教育委員会で議論をして、こういうふう
に考えているのだというのは、もう出ていたわけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　教育委員会の議論ですね。それは出ておりません。

ただ、教育委員会で諮問する以前に、クラス替えができるような学校規模が、やはり美里町
ではあってもいいのではないかというようなお話は基本的にあったということです。

○3番委員（後藤眞琴君）　教育委員会ではそういうお話があったので、それを踏まえてここで
考えを述べたと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　そうですね、はい。

○3番委員（後藤眞琴君）　そうすると、審議会のこれから出たものを教育委員会で議論する
ときには、その考え方はもう決定されているみたいに聞こえるのですけれども。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　済みません、私も当時事務局としまして2つ持っており
まして、教育委員会のこの事務局と、あと環境審議会の事務局も持っております。立場は違うの
でしょうけれども、その部分が少し混在していたかもしれません。

ただ、私の認識としましては、環境審議会のほうで考えている考え方と教育委員会での考え
方というのは、大きな違いはなかったというような考え方で事務局のほうは進めさせていただ
いておりました。

なお、環境審議会で審議したことは、随時教育委員会の場でも報告事項ということでさせて
いただいておりますので、そういった教育委員会の考え方と環境審議会の大きな溝なり考え
方の違いはなかったということだけは申し添えさせていただきます。

○3番委員（後藤眞琴君）　では、確認させていただくのは、これからこの環境審議会の答申を
考えるに当たっては、教育委員会としてこれには拘束はされないのだよというふうな理解でよ
ろしいわけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　先ほども言いましたが、あくまでも諮問した事項に対し
て答申を受けましたが、答申されたことを全て教育委員会が実践しなければならないというこ
とはないと思います。その答申されたことを、生かすのも生かさないのも教育委員会のこれか
らの決定事項だと考えております。

○3番委員（後藤眞琴君）　わかりました。どうもありがとうございました。

○委員長（佐々木勝男君）　よろしいですか。

それでは、次回以降に整備方針についての取り組みの内容、日程ということで、やや具体的
なところが出てまいりますので、それに基づきながら継続的に協議をしていきたいと思いま

が、そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、よろしくお願い申し上げたいと思います。

協議事項については2件ございましたが、協議事項は以上で。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） あと、今の関連で1点、皆様方にお知らせさせていただきたいと思います。

環境審議会から答申を受けたことを、町民の方々にやはりお知らせしたほうがいいのではないかなという意見も教育委員会でもなされております。また、そういった住民の方からの意見もありましたので、平成26年4月の広報みさとでございませう。記事の内容としては小さいですが、23ページにこのような記事を載せさせていただいております。

読み上げさせていただきます。「教育委員会からのお知らせ。美里町の将来に向けた学校のあり方などについて、美里町学校教育環境審議会から答申書が提出されました。今後、教育委員会では答申をもとに学校の再編などを含めて慎重に検討を進め、学校教育環境整備方針を作成してまいります」ということで、4月広報で町民の皆様方にお知らせしているということで報告させていただきたいと思います。お時間いただきました。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、その他というところに入らせていただきます。

○3番委員（後藤眞琴君） よろしいですか、協議事項のその他のところで。

委員長、協議事項の中に、僕は入れてほしいのがあるのですけれども、よろしいですか。これからの教育委員会の定例会で。

○委員長（佐々木勝男君） 日程第11にかかわる内容についてですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 日程11ではなくて、協議事項にかかわることです。

○委員長（佐々木勝男君） 協議事項全体ですか。では、受けたと思います。

○3番委員（後藤眞琴君）僕は、協議事項の中でいつも議題として、子どもたちのいじめの問題、それから基礎学力・体力の問題、これをどうしたら美里町の小中学校で、基礎学力だったらそれを上げられることができるのかというものを、プライバシーとかそういうものにかかわらない範囲でいろいろ議論して勉強していきたいと思っているのです。

それから、いじめの問題も、どうしていじめの問題が起こるのかとか、これはかなり理論的なところでそれを議論させていただいて、子どもたちのためにすこしでもなればというふうになっているのです。

そのために、繰り返しになりますけれども、協議事項の中にいつも、いじめの問題と基礎学

力の問題について話し合うような場を設けていただければと考えているのですけれども、その辺のところについて委員の皆さんから意見をいただければ。

○委員長（佐々木勝男君） 今後の協議事項の中にということでございました。氏名等が特定される場合は協議事項の中には含まない場合もございますし、それを除いた総括的な、あるいは1つのある事例をもとにした中でどう取り組んでいったらいいのかというようなことが出てくると思いますが。もし具体的な名前等が入る場合は、秘密会扱いというようなことの中で取り組まなければならない、そういう場面が出てくると思いますが。そういったところも含めて、これから協議日程なども考えていきたいと思っておりますので、事務局側で御提案のときによろしくお願い申し上げたいと思っております。

その他 日程第12 小学校運動会の出席者について

○委員長（佐々木勝男君） それでは次。その他ということの日程第12の小学校運動会の出席者についての一覧表をごらんいただき、事務局のほうからこのことについて御説明をお願いしたいと思っております。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、日程第12の小学校運動会の出席者でございます。先ほど行事予定表でも申し上げましたが、来月、小学校6校の運動会が開催されます。中埴小学校のみ5月17日土曜日に行いますが、その他の学校は5月24日土曜日に行う予定でございます。いずれも雨天時は翌日の順延と考えております。

案でございます。このように各委員さん方の出席をお願いしたいと考えておりましたが、済みません、ただ1点だけ訂正をお願いしたいと思います。5月24日北浦小学校に佐々木勝基専門指導員というようにお名前が載っておりますが、こちらにつきましては渋谷教育次長が出席させていただきたいと考えておりますので、そのように御訂正をお願いしたいと思います。

あと、ほかの学校については、事務局のほうで割り振りさせていただきましたが、この点につきまして皆様方の御都合とかお聞きできたらありがたいと思っております。

○4番委員（佐藤三昭君） 私は大丈夫です。

○委員長（佐々木勝男君） 各委員の皆さん、この日でよろしいでしょうか。割り当て表がございましたが、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） どういうことをすればいいのか、ちょっと説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みませんでした。小学校の運動会につきましては、特段挨拶とかございません。開会式に出ていただきまして、学校側から来賓の紹介がありますの

で、その際には起立していただきまして、皆様方のほうに顔を見せるというようなセレモニーでございます。説明がなくて申しわけございませんでした。

○委員長（佐々木勝男君） 子どもたちの前で、ラジオ体操なんかがあると思います。そういうのに御協力いただくと子どもたちも本当に頑張ってやりますので、私たちも頑張りますので、お願い申し上げたいと思います。

小学校の運動会につきましてはよろしいですね。

（「はい」の声あり）

その他 日程第13 平成26年度指導主事学校（園）訪問日について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第13、平成26年度指導主事学校（園）訪問日について、説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 続きまして、次の資料、これも1枚物でございます。平成26年度の指導主事学校、あとは幼稚園の訪問日の予定表でございます。5月に、もう既に南郷中学校、不動堂中学校と先ほど申し上げましたが、7月以降ですね。6月はないようでございますが、7月以降でもこのような予定が組まれております。

先ほど教育長がお話しされたように、各委員さん方の御都合がつけば、指導主事訪問の日に学校のほうを訪れていただきまして、校長先生のお話や、あとは実際に授業を持った先生方の授業なども聞いていただく、または午後からそういったいじめに対するディスカッションなどのほうにも御参加などいただけたらありがたいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これはあくまでも、こういった日程で行われるという情報提供でございますので、そのようにお考えいただきたいと思います。

あと、もう1点です。先ほども言いましたが、朝からずっと見ていただきまして、午後からの会議まで連続して参加していただけるというような場合、学校のほうに事前に給食の部分などもお話ししておけば、それは手配できます。ただ、その食数の関係がありますので、前日はちょっと難しいので、できれば5日ぐらい前に事務局のほうに言っていただければその分学校にお話しして、給食の手配もとらせていただきたいと思います。ただ、その分、給食をいただいた部分については、実費は負担していただくということで御了解いただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 有料ということでございます。

その日の日程につきましてはあと、午前中だけだとか、あと午前と午後も通しですよというようなことについては、あと事務局のほうに御連絡をいただければ、学校でもそのことにつ

いて手配をいたしますので。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、今の件ですが、毎回事務局に電話をいただくのもいいのですが、給食が必要な場合とか、あと午後の全体会に参加したいと、その2点に絞っていただきたいのです。その場合、電話をいただくと。これは事前に学校の了解、あと教育事務所とのかわりもあるものですから。

それ以外については、御自由と言えば大変表現がおかしいのですが、御本人の日程の都合で見学参加していただいて結構です。ただ、朝は大体8時40分くらいには校長室に入りたいのです。校長の学校経営説明と指導主事の自己紹介等がありますので。それが終わってから、あと自由参観でございますので、お願いします。

○委員長（佐々木勝男君） よろしく願い申し上げます。

では、次に進ませていただきます。

その他 日程第14 平成26年5月美里町教育委員会定例会の開催日について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第14、平成26年5月美里町教育委員会定例会ということで、先ほど臨時会は5月1日木曜日1時半、南郷庁舎ということで決まりました。

定例会は、定例として考えるのが月末、下旬というようなことになろうかと思いますが、一応案としては5月27、28、30日、この辺が考えられるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 27日は何曜日になるのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 27日は火曜日です。28日が水曜日、30日が金曜日ということになります。その間に入っているのが、不動堂中学校の指導主事訪問、29日。その前が、指導主事訪問、南郷中学校。美里町は初日ということになります。この週は比較的連続しています。

○4番委員（佐藤三昭君） 28日は都合がいいですが。

○委員長（佐々木勝男君） 28日はよろしいですか。28日でどうですか。

（「はい」の声あり）

それでは、5月28日水曜日、1時半、南郷庁舎ということで決定いたしました。

その他の件、3件については終了いたしました。

あと、本日の会議につきましてはございませんが、口頭で何かその他御連絡したいということとはございませんか。では、ないようですので、それでは以上で平成26年4月教育委員会定例会議を終了いたします。

長い時間ありがとうございました。

午後 5 時 7 分 閉会
